

建設委員会記録

[第1日目]

1 日 時 平成29年12月13日(水曜日)

開 会 午前 9時58分

散 会 午前10時46分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

委員長 横野 昭

副委員長 尾上 一彦

委員 岡部 享

// 石森 正二

// 押田 大祐

// 金井 毅俊

// 松井 桂将

// 村家 博

// 五本 幸正

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

消防局長	戸川 治朗
消防局次長	青野 泰典
総務課長	相澤 充則
予防課長	根塚 英也
警防課長	高田 敏久
通信指令課長	河部 勝巳
総務課主幹（調整担当）	岸 隆志

【都市整備部】

都市整備部長	高森 長仁
都市整備部次長（技術担当）	中村 雅也
都市整備部次長	舟田 安浩
参事（建築指導課長）	栗島 正憲
都市政策課長	狩野 雅人
中心市街地活性化推進課長	堀田 英樹
居住対策課長	高森 隆
交通政策課長	古西 達也
富山駅周辺地区整備課長	村井 真哉
路面電車推進課長	高田 秀昭
都市再生整備課長	守山 裕一
都市政策課主幹（調整担当）	卜蔵 雄治

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長	福原 武
議事調査課主任	金井 沙織
議事調査課主任	河原 絢加

7 会議の概要

委員長

所定の時間よりも若干早いですが、ただいまから、平成29年12月定例会の建設委員会を開会いたします。

審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、岡部委員、五本委員を指名いたします。

なお、ただいま指名いたしました署名委員が、欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。

当委員会に付託されました各案件の議案の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります、委員会審査順序のとおり行う予定であります。

なお、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、当委員会の記録については、後日、インターネット上に公開されることとなりますので、質疑・答弁及び説明については、今まで以上に簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

これより、消防局所管分の議案の審査を行います。

議案第118号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第9款消防費を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

消防局長 〔挨拶〕

総務課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質
疑を終結いたします。
これより、議案第118号中消防局所管分の
討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第118号中消防局所管分を
採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって本案件は、原案可決されました。

以上で、消防局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、消防局所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

松井委員

焼き肉店の火災について、ことし11月27日には名古屋市、そして12月5日には東京都の渋谷センター街において発生しているところであります。原因については、ダクトへの引火ということになっておりますけれども、富山市における、そういう事例というか、状況また予防に対しての取組みがあれば教えてください。

予防課長

今ほどの焼き肉店の火災につきましては、ことしでは直近で10月5日に発生しております。平成17年の合併後、この1件を含めまして、焼き肉店の火災は7件発生しております。この焼き肉店につきましては、無煙ロースターというもので、客席においてガスとか炭火だとか、そういったもので焼くわけですが、そのときの煙を強制的に店外に出すためのダクトが設けられております。そのダクトの方式につきましては、床下排出方式

と申しまして、床の下にダクトを通すもの、それから上方排出方式といいまして、ダクトを天井の裏に通す等の種類がございます。これらの火災の原因につきましては、火のついた肉片がロースターの中に吸い込まれたり、あるいは大量の油が多い肉だとか、ホルモンだとか、そういったものを焼いた場合、炭火のところに油が点火して、大きな火に燃え上がり、それがダクトの中に吸い込まれてダクトの中の油煙といったものに着火、そしてダクトの中に火が走って、大きな火災になるというふうなものが主なことでございます。それから、このダクトの維持管理につきましては、火災予防条例での排気ダクトの中の油脂等についての清掃を行って、火災予防上、支障のないように維持管理をするよう定めておりますけれども、なかなかそういったことをお店で定期的に行われていないところもあるということで、そういった火災につながっていると考えられます。消防局としての対応策としましては、焼き肉店の火災を受けて、特別査察—焼き肉店に限って、そういったダクトの清掃であるとか、それから万が一、火災が発生した場合の消火、通報、避難誘導のやり方の指導を行っております。特別査察のほかにも定時の査察、それから現在12月4日

から12月15日まで行っております年末の飲食店査察においても、立入り検査を行い、そういった無煙ロースター、それからダクト内の清掃、対応策等の指導を行っております。

松井委員 ちなみに市内に焼き肉店は何店舗ございますか。

予防課長 11月30日現在で市内の焼き肉店舗について、立入り検査の対象としているところは51件です。

松井委員 やっぱり年末に向けて火災があると、市民も不安に思われることがあると思いますし、対象件数の51件については、しっかりと対応をしていただくということと、聞くところによると、一遍に大量に焼くと、という話も聞きますので、その辺の店舗への指導とか、そういったこと等も含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

金井委員 私も査察を受けていた立場ですが、30年ほど前から20年くらい前は、ダクトの査察は結構厳しかったのです。最近は火災報知器の査察のほうが個室とかそういうところの検査のほうが厳しくて、経験上、消防のお世話

にはなりませんでしたが、焼き肉店以外に、地下にあった喫茶店のトースターから火が移って、慌てて消したということで—これもダクトですよ。それから桜木町で2階、3階の店舗—桜木町の厨房スペースは狭いのです。2階、3階と、すぐ上にダクトがある。これから特別査察ということで、こういう焼き肉店以外の古い飲食店あるいはそういうところでも注意を呼びかけてほしいということです。よろしくお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、消防局所管分を終了いたします。消防局の皆さんは、退室願います。説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔消防局退室／都市整備部入室〕

委員長 これより、都市整備部所管分の議案の審査を行います。

議案第118号 平成29年度富山市一般会

計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費中、都市整備部所管分、

議案第134号 富山市路面電車施設条例の一部を改正する条例制定の件、

以上2件を、一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

都市整備部長 〔挨拶〕

都市整備部次長 〔議案第118号中
都市整備部所管分の概要について、
人件費補正予算について、
議案説明資料により説明〕

富山駅周辺地区
整備課長 〔議案第118号中
富山駅周辺地区土地区画整理事業について、
議案説明資料により説明〕

路面電車推進課長 〔議案第134号について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

尾上委員 路面電車施設の使用料の考え方なのですけれ

ども、改正前と改正後では差額はゼロなのですか。

路面電車推進課長　そもそも、この路面電車施設使用料の考え方ですが、議案説明資料のほうにも書いてございますけれども、年間にかかる施設の維持管理費を年間の走行距離、車両の走行距離で割り戻したものが、この金額になっております。今回、キロメートル当たり何円というものから、具体的に年額幾らというものに変えておりますので、それぞれで比較できないような形になっておりますが、それぞれの施設ごとの増減を見ますと、まず富山都心線では49万円余りの減額となっております。富山駅南北接続線につきましては、30万円余りの減額となっております。富山港線につきましては、420万円余りの減額となっております。

尾上委員　その年額の維持費を、今まではキロメートル数で割っていたということなのですが、今、ぱっと見ると、富山駅南北接続線の距離と富山都心線の距離はすごく違うのですが、逆に富山都心線のほうが安くて、富山駅南北接続線のほうが高いのは、どういう理由なのですか。

路面電車推進課長 それぞれの路線ごとに設備の状況が違いまして、軌道だけではございませんが、その運行を制御するための信号システムですとか、電気にかかわる設備がございまして、そのようなことから軌道延長とその管理費は比例しておりませんので、御指摘があったような開きが出ているというような状況でございます。

尾上委員 これまでの考え方ですと、富山都心線と富山駅南北接続線はキロメートル当たりの金額が同じでしたよね。そうすると、結局、台数が多いから、富山駅南北接続線の走行距離はそれなりにたくさんあるので、多分トータル的には高くはなるのかもしれませんが、そこら辺の理屈一言われるように、設備的な—あそこには線路を切りかえたりするようなシステムもかなりあると思われるので、その維持管理は高額になるのだと思うのですが、そこら辺が、何となく私の思いとしては理屈に合わないような気がするのですが、それでもこれで賄えるという考え方なのか。

路面電車推進課長 御指摘のとおりでございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 改正の施行日が平成30年1月1日ですから、逆に言えば、来年の1月1日以降は年額での契約になるということで、年度末にこのお金が入るわけですか。この金額をもらうのはいつの段階ですか。

路面電車推進課長 条例改正前では、キロメートル当たり幾らというような算定の方式になっておりますので、それはそれで一旦精算をいたします。1月1日以降に条例が改正されますので、日割り計算をして、その分のお金を徴収させていただくということになりまして、年度末での請求ということになります。

委員長 わかりました。この表記で見ると、金額の出し入れのことについて、ちょっとわからなかったもので。
ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第118号中都市整備部所管

分、議案第134号、以上2件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第118号中都市整備部所管分、議案第134号、以上2件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって各案件は、原案可決されました。

以上で、都市整備部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、都市整備部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

石森委員

今12月定例会の11日に、自由民主党の舎川議員から一般質問いたしました、空き家対策に関して、少しお伺いをしたいというふうに思います。平成27年5月に空家等対策の

推進に関する特別措置法が全面施行し、富山市はこの3月より富山市空家等対策計画、7月には、富山市空家等の適切な管理及び活用に関する条例が施行されています。そこで、富山市には管理不十分な空き家がたくさんあると思いますが、所有者に対して適切な情報提供や助言を行い、特に必要な場合は、富山市空家等対策推進協議会を通して、特定空家とみなすというふうになっております。それで、特定空家の判断基準が、先月の富山市空家等対策推進協議会において示され、今後、その推進協議会で特定空家がリストアップされるということです。その中の調査員について、それぞれの感性があると思いますが、特定空家の判断には調査員によつての差異があつてはならないと思います。もう一度、どのように取り扱われるのか、お伺いしたいと思います。

居住対策課長 特定空家かどうかを判断するためには、まず、その空き家の状態を把握するために応急危険度判定士などの外部の専門家の協力を得て、立入り調査を行うこととしております。その際、空き家の老朽状態を数値化することにより判断してまいりたいということで、調査票を用いることとしており、さらに調査員の結

果に差異が生じないように、このような調査票をもとに公平性を確保してまいりたいというふうに考えております。さらにこの調査結果をもとに、市が特定空家等として認定を行うわけでありますけれども、委員が今ほどおっしゃいました、市が認定あるいは命令などの行政処分を行う場合には、公益性を確保するために、法務、不動産、建築、自治振興会などの皆さんで構成する富山市空家等対策推進協議会に意見聴取をした上で、市が認定するということを考えております。

石森委員

ありがとうございます。それから、空き家の予防については、地域と一体になって取り組んでいくということが当然のことだと思いますが、空き家の予防に対する地域住民との連携を高めるためにどのように取り組むのか、御質問いたします。

居住対策課長

空き家問題に関しては、地域との連携、あるいは地域の機運を高めるということが非常に重要と考えております。このため、私どもでは、市の広報、ホームページ、新しく作成いたします啓発用のパンフレットの配布、あとは出前講座の実施、さらには法務、不動産、建築などの専門家で構成する富山市空き家対

策官民連絡会議をこれより開催する予定としておりまして、この中で合同の相談会の開催などによって、地域の皆様への啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

押田委員

私も空き家対策に関して2点お伺いしたいことがあるのですが、今、石森委員が言われたとおり、空き家はつくらないほうがいい、できれば予防という形の取組みをとという話をお伺いしましたけれども、実際は、空き家というものがいっぱい存在していますし、今後も増え続けるのではないかということでもあります。そうなってくると、流通の点の問題が出てきますけれども、富山市では空き家情報バンクが運用されておりますし、全国でもその動きがあります。これは本会議で舎川議員から質問が少し出たところなのですけれども、改めて、富山市の空き家情報バンクはどうなっていくのか、いま一度教えていただけませんか。

居住対策課長

今ほど委員のほうから御指摘がございましたが、国のほうで全国版の空き家・空き地バンクを本年10月から開設されて、現在、試行運用がされている状況でございます。これにつきましては全国を対象としていることから

件数も多く、自治体ごとにこれまで異なっていた掲載項目が統一されるということから、今後、多くの方に利用されることを期待しているものでございます。このことから、私どもにおきまして、現在、全国版の空き家・空き地バンクに参加する準備を進めておりまして、今年度中には本市の空き家情報についても掲載することを予定しております。

押田委員

今、そのバンクができることによって、空き家の利活用が進んでいくとは思いますが、やっぱり、まちなかと郊外では、流通もちょっと違ってきますし、利活用される方々の取扱いも変わってくると思います。舎川議員が、まちなかと中山間地というようなことを取り上げておられましたが、いま一度、その中山間地の空き家活用一大山の例が出ましたけれども一当局としての見解をもう一度お聞かせいただけませんか。

居住対策課長

中山間地の空き家の利活用の促進につきましては、非常に重要と考えているところでございます。その周辺の環境などの地域特性を盛り込んで情報発信するということは、利活用につながるというふうに期待しておりますが、そのことに関しましては、情報の発信方法、

あるいは中山間地にある利活用が可能な物件についての把握というところも課題であることから、先ほど申し上げましたが、不動産等の専門家が参加する富山市空き家対策官民連絡会議において、需要あるいは実態などの情報交換を行いながら、利活用を働きかけてまいりたいというふうに考えております。

押田委員

本会議の中で、活用されていく空き家があるということで、私はどちらかということ浜のほうの出身の議員でございますが、いろいろと回っておりますと、「ああ、ここも空き家なんだな。あそこも空き家なんだな。ここは剥がれているな」ということがあったりして、活用されているところを非常にうらやましく思います。空き家がどんどん増えていけば、景観上の問題もありますし、防犯・防災の問題もあると思うのです。できるだけうまくいくように、利活用されていくように、住民も私たちも心がけていかなければならないと思うので、進めていっていただければ幸いです。

五本委員

まずはライトレールについてですね。富山港線側と南側との接続の時期がいつごろかということについて、当局の皆さん方の口から、

情報が一人歩きしているものですから、私たちには何年の何月ごろというのと、何か違ったのと、2つが耳に入ってきます。それが全て当局の皆さんの口から出て、お聞きしているものですから、これはいかなものかと思って聞いておりますけれども、本当はいつごろを見ておられるのですか。

都市整備部長 富山ライトレールと市内電車の接続につきましては、平成31年度末の完成を目指すということにしております。

五本委員 平成31年度末ということで認識しておけばいいですね。2年後とか、2年半後とか、こういう話が出ております。それも富山市当局のお偉方が見ておられる話だから、どうなのだという話になりますので。わかりました。私の記憶違いでなければ、たしか本会議場の場で森市長も、誰かの質問に対して、「料金について私はこういう思いでいるのだけれども、どうだろうか」というような思いを言われたような気がするのです。私の認識、記憶違いなら申しわけないのですけれども、南も北もどちらも200円と200円だと。それをどうするのかと。これが今、盛んに北のほうでは、何か会合があれば、しょっちゅう、

この話が出ます。南のほうは会合に出ませんから、わかりませんが、これは民間企業との話合いもあることでありますから、行政として民事間へ踏み込んでいく部分もあると思っておりますけれども、何らかの形で民間の、例えば業者と一上下分離方式になっておりますから、そういう関係上、そのことについて業者側と市当局とで何らかの話合いをしたことがあるのかないのか、どうですか。

都市整備部長 料金については、今、五本委員がおっしゃったように市長は個人的な見解として、わかりやすく利用しやすい運賃が望ましいということから、なるべく低廉で均一運賃なら望ましいというような発言をされたということは我々も聞いております。ただし、この運賃につきましては、運輸局の認可が必要な案件でありまして、1つには事業の採算性、継続性、それから利用者への費用の妥当性という両方の観点から審査を受けて決定するということになっておりますので、基本は事業者でお決めになるということでございます。これが大前提です。とはいえ、我々もいろんな需要予測もしておりますので、南北接続をしたら路面電車がどれくらい増えるのかとか、そういう予測も事業者さんに伝えて一多分増えると

思いますので、そういうことも加味していただいて、できるだけ利用しやすく、かつわかりやすい運賃体系にしてほしいというお話はしております。

五本委員

話が少し具体化して進んだ場合には、あまり隠しておかないで、早めに委員会を開くとか—これは要望しておきます。

それからもう1点。岩瀬浜から水橋漁港までバスが出ておりますよね。これはライトレールを利用した方々がお乗りになるバスだということで、いろいろと水橋のほうからもお願いを—そうですね。だけど、ライトレールを利用しない方々には、別にバスを利用してもらわなくてもいいというように聞こえるような返事の中で、水橋漁港までは行かれるわけなのですね。水橋地区とすれば、合併して何十年がたつ話ですから、古い話でありますけれども—何というスーパーでしたか。

(「ミュージズです」と発言する者あり)

五本委員

ミュージズですね。そこまで引っ張れないかと。そういう強い意見なのですよ。私も行ってみて、何遍か自分の車ではかってみました。わずかな距離ですよ。もし、そこまで延長で

きるものならば、富山からライトレールを利用して、岩瀬浜まで来て、バスに乗って、すぐさまこのスーパーマーケットまで行って、食料品を購入して、自宅に帰れると。逆に、まだその地区から富山のほうに行かれる方もおられるとなれば、ライトレールにとって、今の場合は価値観がプラスではないよということでお断りしておられるのでしょうか。これは民間業者との絡みもありますので、部長、何かそこら辺について聞いておられることがあるのだったら、ちょっと教えてもらえないかな。言いにくいことは言わなくていいですよ。

都市整備部長 ライトレールのフィーダーバスにつきましては、今、委員がおっしゃったように、基本はライトレールの枝線という位置づけで、富山ライトレール株式会社が運行しているということで、高頻度で運行する路面電車に定時制をもって接続するということを第一の目的にしていらっしゃいます。経営状況を申しますと、フィーダーバスにつきましては、大変苦勞されております。四方方面、水橋方面に行っているもの、両方とも大変厳しい状況というふうに伺っております。その中で、今は1本置きに接続される努力はされておりますけ

れども、それをさらに延ばすことによって、定時制が確保できないという大きな問題があるというふうに聞いております。一方、市当局からの観点ですけれども、例えば水橋地内にも地鉄の路線バスが走っているということ——一部ですけれども——あるいはコミュニティバスが既に運行されているということで、そういったところの調整も必要になってくると。いずれにしても、今ほど申し上げましたように、富山ライトレール株式会社が定時制をもってフィーダーバスに結節するという大きな目標が崩れるということが、今の大きな課題だというふうに思っております。

五本委員

部長は聞いておられると思いますけれども、浜黒崎のほうから、あのバスを済生会富山病院にまで回れないかという要望もありましたよね。私のところにもおいでになりました。私は、明確に、それは趣旨が違いますので、私のところで議論する問題ではないでしょうということで整理させていただきましたけれども、そういう要望とは違いますので。水橋のミュージズという大型店がある場所ですので、接続ができれば水橋地区の発展にもつながりますし、ライトレールの乗客増にもなるのではないかなという気がするものです。

から、お聞きしてみたわけであります。もし、南北接続とあわせてそういうことが可能であるならば、努力していただきたいというふうに要望しておきます。

尾上委員

先ほど、空き家の問題について、委員から質問がありましたけれども、空き家ではなくて、人が住んでおられるお家で、老朽化が大変進んでいるということで、すぐこの近所にもございますし、大沢野地域にもそういうところがあります。大沢野地域のものに関しては、大分指導はされていて、修繕をしてほしいということはおっしゃられるみたいなのですが、今、県道に瓦が落ちてくる可能性があるということで、バリケードをして、そもそも2車線の道路ではないものですから、片側交互ではないのですけれども、大変狭隘になって信号をつけて対応していただいているところがあるのです。空き家の問題もさることながら、こういった人が住んでいるのに修繕がしっかりされないというような住宅に対する対策というものは、何か考えられないものなのですかね。

建築指導課長

空き家ではなく、使われている建物についての指導につきましては、建築基準法の中で指

導できるということになっております。ですので、今まででも、過去に空き家の特措法ができる前の段階では、空き家も含めてなのですけれども、家屋について危険があるという状態のものにつきましては、今の空き家対策でやっているのと同様の注意を促し、注意喚起のための文書を送らせていただいております。それで、場合によっては、文書だけでなく、早急に危険回避するためにということで、出向いて説得をして、緊急回避的なことであれば、住んでおられる方に市営住宅へ入っていただくこともできますので、そういう協議をしながら改善を求めているということがございます。我々の耳に入ってこないものも確かにありますので、全部が全部対応できるかということ、そうではないですけれども、情報提供があったものについてはそういう措置を取らせていただいております。

尾上委員

そこまでになるということは、やっぱり経済的に非常に困窮しておられるとか、いろいろな理由があって修繕できないというようなこともあると思うものですから、指導ばかりではなくて、何か補助制度があるのかもしれませんが、そこまでするのが本当に正しいのかということもあるのだとは思うのですけれ

ども、本当にその大沢野地域のところは、ただでさえ狭い道路がそういう状態なものですから、何とかして早急に対応できればなというふうには思っているのです。大変難しい問題ではあるとは思いますが、何か考えていただければありがたいなというふうに思います。要望です。よろしくお願いします。

岡部委員

先ほど富山駅北口駅前広場の関係で、修景施設実施設計業務委託の補正予算の話がありましたけれども、その前段の広場の基盤設計の関係ですが、ほぼ南口駅前広場と同じような形になるというふうにお伺いしております。南口駅前広場のほうには、身体障害者用のタクシー乗り場がないというふうにお伺いしているのですけれど一ごめんなさい、しっかりと調べればいいのですけれども、ないというふうにお伺いしております。北口駅前広場も同じことになるのかどうか、確認をしたいのですけれども。

富山駅周辺地区
整備課長

北口駅前広場のロータリーの中には、予約タクシー専用のそういうバースを予定しております。当然、そういった方々が御利用できる位置でもあると思いますので、専用のバースを1つ設けるということにしております。

岡部委員 身体障害者用の乗り場というのは設置されないのですか。

富山駅周辺地区
整備課長 南口、北口も同様に、タクシーがとまる場所で2バース、乗る場所で2バースを予定しております。それ以外に北口駅前広場においては、さらにもう1つ、予約専用のバース—そこには当然、身体障害者の方々が利用されるという形になると思います。

岡部委員 できれば南口駅前広場にもそういう形を取っていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

金井委員 先ほど、五本委員から、南の人はライトレールをどう捉えているかということでしたが、例えば、北部高校、あるいは富山商業高等学校とどっちに進学しようかなというときに、南北がつながると南富山駅から乗れば楽ですねということで、非常に南のほうでも関心はあります。それで、やっぱり料金はどうなるのかという質問が一番多いということで、今後もそういう情報発信はよろしくをお願いします。ものすごく注目はされているということです。

五本委員

部長に直接お願いしているのだけれども、あいの風とやま鉄道さんとの話合いになっているのだろうと思いますが、今、盛んに東富山駅の東口に関する要望・陳情が地域から出ております。今、あの8ヘクタール余りの土地の開発許可が出ましたよね。私も心配いたしておりましたが、大型店さんも1社、出店を決意されたと、住宅も100戸ほど建つということをお聞きしておりましたが、その後、あいの風とやま鉄道さんと東口のところの話が何か進んでいく可能性が一どれだけ富山市が団子と串の法則と言っても、先にあいの風とやま鉄道さんのほうで了解をもらわないと何もできないのではないかと思うのですが、どうですか。

都市整備部長

今ほどおっしゃいましたように、開発行為あるいは区画整理組合がもう発足しておりますので、できれば事業の進捗に合わせて東口の改札あるいは広場あるいは接道等々は、市のほうで対応していくという方針になっております。それで、具体の改札につきましては、今ほどおっしゃいましたように、まずは、あいの風とやま鉄道の合意・了解がないと設置できないというふうになりますので、今後、設置に向けて協議を進めてまいりたいという

ふうに思います。

五本委員 頑張ってください。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、都市整備部所管分を終了いたします。
一つだけ、私のほうから都市整備部にお願い
ですが、来年の1月か2月に建設委員会での
現地視察を委員会として考えているので、も
しどこかいい場所があれば、あるいはここは
見てほしいというのがあれば、また教えてい
ただければ検討したいと思っていますので、
よろしくお願ひします。
お諮りいたします。
本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いた
したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
明後日、12月15日（金曜日）は、午前1

〇時から委員会を開き、上下水道局、建設部
所管分の議案の審査などを行います。
本日はこれをもって散会いたします。